

平成 25 年度 社会福祉法人 猪苗代福祉会 事業計画書

社会福祉法人 猪苗代福祉会
特別養護老人ホーム いなわしろホーム
いなわしろホーム 指定短期入所生活介護事業所
指定介護予防短期入所生活介護事業所
いなわしろホーム デイサービスセンター指定通所介護事業所
指定介護予防通所介護事業所
いなわしろホーム 指定訪問入浴介護事業所
指定介護予防訪問入浴介護事業所
いなわしろホーム 指定居宅介護支援事業所
いなわしろホーム 身体障害者短期入所生活介護事業
訪問入浴サービス事業（町より委託）

〒969-2661 福島県耶麻郡猪苗代町大字三郷字寺南 7962 番地 1

TEL. 0242-66-4123（代）

FAX. 0242-66-4027

TEL. 0242-66-4124（デイサービスセンター、訪問入浴事業）

TEL. 0242-66-4125（居宅介護支援事業）

FAX. 0242-66-4126（居宅介護支援事業）

目次

I	法人事務局	1
II	総務課.....	3
III	第一事業課	4
	i 養護領域	4
	ii 看護・栄養領域.....	5
IV	第二事業課	7
	i デイサービス・訪問入浴領域.....	7
	ii 居宅介護支援領域	8

I 法人事務局

【法人理念】

- 一、地域と共に歩み、共に育み、共に生きる
- 一、心のふれあいを大切に、みんなで楽しい時間を創り出す

【経営方針】

- 高品質かつより安全な運営
- 地域に愛される施設

【運営項目】

- 役員改選
- 理事会・評議員会
- 苦情解決委員会
- 入所検討委員会

【重点事業】

1. 経営基盤の確立・強化（平成 24 年度からの 3 ヶ年計画）

平成 24 年介護報酬改定において、在宅で+1.0%、施設で+0.2%、全体で 1.2%の引き上げとなったが、施設において多床室はマイナス改定となっており、今後の施設経営に影響を及ぼすこととなる。行政への依存から脱却し、自力による経営基盤の強化を図るため、平成 24 年度より 3 ヶ年計画で経営体制の確立を目指す。具体的には、法人各事業所の数量的な目標を設定し、収入増の具体的な方策と支出削減のための徹底的な経費削減に取り組み、経営改善計画を策定する。

＜平成 24 年度～平成 26 年度迄の共通目標＞

各事業が年度ごとに目標値を設定し、3 ヶ年で目標達成を目指す。

(1) 特養入所率（80 床）

平成 24 年度：80%以上（平成 24 年 9 月 1 日より 30 床稼働のため）

平成 25 年度及び平成 26 年度：98%以上

(2) ショートステイ充足率：100%

(3) デイサービス稼働率：稼働率 90%以上

(4) 訪問入浴稼働平均：1 日 5 件

(5) 居宅介護支援事業：ケアマネージャー1 人につき利用者 39 人

2. 利用者の自立促進

(1) 生活介護リハビリの取組み

外部講師（作業療法士）を招き、全ての介護の中にリハビリの要素があることを学び、理解した上で、法人理念に沿った生活介護リハビリを提供する。

(2) おむつはずし

人間として尊厳のあるケアを提供するため、利用者のおむつはずしに取り組む。排泄ケア委員会を立ち上げ、先進地を視察し、職員の意識を高めながらおむつはずしを推進していく。

(3) 地域交流

ボランティアの受け入れが、地域との社会資源のネットワーク作りやマーケティングによる顧客の拡大にとどまることなく、リネン交換や傾聴、彼岸時の説法など利用者への手厚い介護サービスの提供つながるよう活用していく。そのために、受け入れ体制を整備し、機関紙等を活用し、募っていく。

また、第3者が入ることにより施設の活性化を図る。

3. 人材育成

研修委員会を発足させ、下記項目について研修委員会が中心となって職員の人材育成に取り組む、介護プロフェッショナルを養成する。

- (1) 職員一人ひとりの研修体系化の整備
- (2) 外部研修を業務に生かせるシステムづくり
- (3) 介護職員のスキルアップ・キャリア段位制度への取組み
- (4) 処遇改善特例による職員への一時金配分

4. 危機回避の管理

- (1) 業務プロセスの整備による、より安全で安心なサービスの提供
- (2) 情報の共有化

職員の一体感を高め、多様な意見が交わされるよう、毎日の朝礼と毎月のフロアミーティングを開催する。

- (3) 新会計基準への移行準備

新会計基準への移行を進め、自立経営による健全な財政基盤の安定化を図る。

- (4) 非常災害対策

非常災害に際して、地域との連携を踏まえた具体的計画（火災・風水害・地震・津波・その他）を立てる。

- (5) 利用者、関係機関等へ介護サービスの情報を公表・周知する。利用者サービスのより一層の向上

- (6) 苦情解決への取組み

的確に情報を収集し、早期に解決へと取り組むことで、より安心なサービス提供へつなげる。

5. 介護サービス情報公表制度を活用した運営改善

平成24年より介護サービス情報公表制度の公表・調査事務を県が直接事務処理し、この公表情報をもとに県が必要と判断した事業所についてのみ調査を実施することとなった。

登録した内容から当事業所の現状と県平均をレーダーチャートにより比較検討することができる。これを踏まえ各事業所の運営改善を図る。

6. 法人ホームページの開設

法人の事業内容、各事業の紹介や活動状況をホームページによって公開していく。

Ⅱ 総務課

【業務方針】

- 人材育成：働く職員が法人の目標に向かって一丸となるよう導いていく
- 経営基盤強化：適正な利益確保と積立金の資金確保

【重点事業】

1. 人的管理体制の強化

- (1) 職務権限、役割、責任に基づく配置基準の検討
- (2) 職場ルール、就業規則の整備と研修の体系化
- (3) 職場目標に基づく人事評価
- (4) 昇進・昇格、表彰制度等のルール整備
- (5) 内部登用、再雇用等の雇用変更のルール整備
- (6) 労働安全衛生の対応（メンタルヘルスケアの充実）
- (7) 委員会及び委員の見直しを行い、職員の意識向上につなげる

2. 生産的管理体制の強化

- (1) 利用者の意向・満足度を運営改善に反映させる仕組みづくり
- (2) 権利擁護への取り組み

利用者が権利を侵害されることなく安心して生活を送れるよう、職員への福祉教育に取り組み、権利擁護やニーズ表明を支援し、代弁していく。

- (3) 365 日稼働の充実による、より身近な施設づくり
- (4) 電動ベッドの更新（平成 24 年度からの 3 カ年計画）
- (5) 環境衛生の強化
- (6) ターミナルケアの体制整備
- (7) 新規加算への取り組み

- ・職員配置実績による訪問入浴介護事業のサービス提供体制強化加算算定
- ・職員資格取得による短期入所生活介護事業のサービス提供加算の引き上げ検討

3. 環境的管理体制

- (1) 防災対策の強化
- (2) 衛生設備・空調設備の改修（5 カ年計画）
- (3) 各設備機器の劣化確認
- (4) 玄関通路屋根、照明、建設既存建物の外壁塗装等構築物の検討

Ⅲ 第一事業課

i 養護領域

1. 楽しみや生きがいを持ち、安心して施設生活が送れるように支援する。
 - (1) 笑顔での対応と話しを傾聴する接遇の徹底を図っていく。
 - (2) 本人、家族との信頼関係づくりを大事にし、楽しみや生きがいを探究し対応していく。
 - (3) 施設環境の整備、災害への備えや訓練等をしていく。
2. 利用者個々の特性やニーズを理解し、きめ細やかな対応ができる施設づくり、職員育成に努める。
 - (1) 他職種との連携を密にし、個別対応のできる環境を整えていく。
 - (2) 本人、家族との信頼関係づくりを大事にし、変化や悩みを常に探究し、対応する。
 - (3) 職員の各種研修や自己啓発活動でのスキルアップを図り、きめ細やかな対応ができる職員を育成する。
3. 行事やクラブ活動、余暇時間、生活リハビリ等の充実を図る。
 - (1) 慰問やボランティアの積極的な呼びかけや受け入れを行い、活動の充実を図る。
 - (2) 利用者の趣味や希望等に対応できるプログラム作りを行う。
 - (3) 外部講師による指導や他施設研修等をしていく。
4. 利用者に適切なサービスを提供するため、利用者の ADL や要望、前回利用時の状況、在宅環境などの情報の共有、また、技術指導を目的とした会議を毎月開催する。

【個人目標】

- 目を見て笑顔での挨拶、会話のできる職員になる。
- 利用者の立場で物事を考えられる職員になる。
- 自己啓発への意識向上心を持った職員になる。
- 笑顔での対応、話しを傾聴できる職員になる。
- 利用者の個々のニーズを的確に把握し、対応できる職員になる。
(個々のケアプランをしっかりと把握する。)
- 各委員会が充実するように協力できる職員になる。
- 職員研修の計画を明記し、職員個々のスキルアップを図ることができ、専門職としての意識を向上できる職員になる。(一定レベルの介護技術や知識の習得と実践ができる。)
- 地域資源を積極的に活用し、視野を広げられる職員になる。
- 互いに注意や指摘、指導ができるような人間関係・信頼関係を構築できる職員になる。
- 気づきや発見、発想を発言できる職員になる。
- 応用力があり、行動力のある職員になる。
- 楽しい職場作りに協力できる職員になる。

ii 看護・栄養領域

①看護

1. 常に利用者の生活全般に目を向け、健康状態を把握するとともに自己健康管理への意識づけの働きかけを行い、異常の早期発見・早期対応に努める。
2. 施設において可能な限りの看護サービスを提供する為、常に看護の向上を図り、他職種、嘱託医及び協力医療機関との入・退院を円滑に図れるように連携を密にする。
3. 利用者の残存機能の維持・向上に努め、施設サービス計画に基づいた個別機能回復訓練を実施する。
4. 利用者の口腔機能の低下を防ぎ、維持・改善のための計画を作成し、それに基づく適切なサービスを実施し、定期的な評価と計画の見直しを行う。
5. 各種マニュアルを充実させ、施設内における医療事故防止や感染予防の為の職員研修を図ると共に、緊急時の対応を迅速に進める。
6. 利用者のプライバシーの保護に努めながらコミュニケーションやスキンシップを大切にし、信頼され、頼られる存在となるよう「常に優しさと思いやりを一番に」看護サービスに取り組む。
7. 看取りに際して、嘱託医・介護職員・御家族・その他職種との連携を密にとり、個人の尊厳を十分に配慮しながらケアに取り組む。
- 8・医療行為が必要な利用者のより安全・安心な生活を提供する為に介護員の喀痰吸引・経管栄養のスキルアップを目指し、指導に取り組む。

項 目	時 期	内 容	備 考
入所者定期健康診断	9～10 月の間に 実施予定	胸部レントゲン、血液検査。	自己負担
結核検診	9 月～10 月	上記胸部レントゲンで兼ねる。	施設負担
インフルエンザ予防接種	11～12 月の間に 1 回接種	重要事項説明の際に、予め家族の承諾を得る。実施 1 ヶ月前に必要な書類を送付し、接種希望入所者を募る。 なお、実施にあたっては嘱託医が健康チェックを行い、状態を確認する。	自己負担 (町助成有)
体重測定	毎月 1 回		
健康チェック	毎週火・金曜 2 回	嘱託医により実施（午後 2 時 30 分～）	
精神科医師の診察	毎月 2 回	飯塚病院より往診	

歯科医師の診察	毎月 1 回	長谷川歯科医院より往診	
定期受診	利用者個々の状態に応じ、定期的に受診日を設定	各医療機関において治療を受けている利用者に対し、各々の病状に応じて対応する。 必要に応じ臨時の受診対応を実施。	
フォーレ交換及び膀胱洗浄	随時	嘱託医が必要と判断した場合、指示により実施。	
バイタルサイン測定	入浴前 1～2 検 他再検随時	定期的に、利用者の血圧、脈拍、体温、呼吸の測定、その他一般状態の観察を行う。	
その他健康管理等について	①スキンケア、創傷管理について	褥瘡、外傷及び種々の皮膚疾患等を有する利用者について、医師の指示のもと適切な管理をする。	
	②脱水予防等	室内環境を良好に保つ為、温度管理をこまめに行う。また、適切に食事摂取・水分摂取ができているか観察する。	
	③口腔機能改善	歯科衛生士等による口腔ケアの実施（4 回/月）	
機能回復訓練	①個別リハビリ	1 人 1 人の機能能力等を踏まえ、その人に合ったリハビリを実施する。	
	②集団リハビリ	活動性、残存機能の向上の為に食前の口腔体操や身体機能に対する集団体操を実施する。	
	③生活リハビリ	講師の先生の指導のもとに、日常生活の中でできる機能向上アプローチを全職員が取得できるようにし、生活の質の向上と、職員のスキルアップを目指す。	
感染症対策について	3 ヶ月に 1 回	委員会及び研修の実施	
その他	随時	猪苗代町保健衛生連絡協議会 県特養連看護師医務担当職員研修会 身体拘束看護実務者研修 会津地域リハビリテーション従事者研修 終末期ケア等研修会	研修参加

②栄養

1. 栄養ケアマネジメントの実施

(1) 利用者の低栄養状態の予防または改善を行い、生活機能の維持・改善を図る。

- (2) 生きる意欲や楽しみにつながる「食べること」を重視し、多職種協働により支援する。
- (3) 経管栄養の利用者でも、家族の意向などを確認し、経口摂取への移行の可能性に関する評価などを行い、「口から食べること」を支援する。
- (4) 定期的なモニタリングを行い、常に適正な「栄養ケア」を提供する。
- (5) デイサービスの職員や担当ケアマネと連携し、栄養改善の必要な利用者に栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを提供する。

2. 安心・安全な食事の提供

- (1) 衛生管理の基本を順守し、食中毒や感染症予防に努める。
- (2) 安全な食材を仕入れ、自分自身の体調管理を行い、安全な食事の提供に努める。
- (3) ブラストチラーなどを使い、適正な温度・調理時間を守り、衛生的で安全な食事を提供する。
- (4) 非常時を想定し、食材や使い捨て容器など必要なものを備蓄する。

3. 食べやすく、おいしく、喜ばれる食事の提供

- (1) 食べることの楽しみを感じられるよう、季節や行事にあった食事を提供する。
- (2) 簡単なおやつを作って食べることで生活の楽しみを増やし、利用者の自立支援へつなげていく。
- (3) 温冷配膳車を活用し、温かい物は温かく、冷たい物は冷たく提供し、利用者の満足度の向上を目指す。
- (4) 多職種連携し、利用者の状態にあった食事を提供できるように、食事形態の見直しなどを行う。
- (5) デイサービスの手作りおやつを基本に、盛付などを工夫し、楽しくおいしい時間を演出する。

IV 第二事業課

i デイサービス・訪問入浴領域

① デイサービス

- 1. 通所介護計画書及び個別機能訓練計画書に基づき、利用者の機能訓練の意欲向上と残存機能の向上と共に適切なサービスの提供に努める。
- 2. 安全で効率的な送迎サービスの提供に努める。
- 3. 利用者満足度調査を実施し、利用者及び家族のニーズを把握し、通所介護職員の質の向上につなげる。
- 4. チラシ等による PR を行い、稼働率アップに努める。
- 5. 利用者に適切なサービスを提供するため、利用者の ADL や要望、前回利用時の状況、

在宅環境などの情報の共有、また、技術指導を目的とした会議を毎月開催する。

②訪問入浴

1. サービスの提供により家族の介護負担を軽減する。
2. 利用者のサービス提供時、事故や危険のないように細心の注意を払い安心、安全なサービスに心がける。
3. 利用者、家族とのコミュニケーションを大切にして信頼されるスタッフを目指す。
4. 研修等に積極的に参加して自己の知識、技術を高め資の高いスタッフを目指す。
5. 新規利用者の獲得に努める。
6. 利用者に適切なサービスを提供するため、利用者の ADL や要望、前回利用時の状況、在宅環境などの情報の共有、また、技術指導を目的とした会議を毎月開催する。

ii 居宅介護支援領域

1. 利用者のニーズを生活者の視点で捉え、明らかにすることで、生活の質を高め、その人がその人らしく住み慣れた家で安心した老後を送れるよう、利用者や家族と相談をし、サービスを利用しやすいようにコーディネートするなど支援していく。
2. 利用者がその心身の状況に応じた適切な介護サービスが利用できるよう、サービス提供事業所や保険者など関係機関との連携を深めながら、チームでの支援に努めていく。
3. 相談援助や面接技術などのスキルアップのため、研修会等へ参加をするとともに、部内でも事例検討などを通して自己研鑽に努めていく。